

## 電子契約に関するQ&A

項目	質問	回答
対象案件	電子契約の対象となる工事の条件はありますか。	区で定める基準に基づき、対象案件を選定いたします。 指名通知時に電子契約対象案件である旨ご案内いたします。
電子契約サービス利用申出書	電子契約サービス利用申出書に記載する「契約締結権限者」に記載する者の役職の指定はありますか。	役職の指定はありません。適切な権限を持つ方を記載してください。（必ずしも契約締結権限者と代表者が同じである必要はありません。）
電子契約サービス利用申出書	電子契約サービス利用申出書を添付せずに、応札処理してしまいました。電子契約希望ですが、どのようにしたらよいですか。	電子契約サービス利用申出書を契約管財課契約係にメールでご提出ください。
電子契約サービス利用申出書	電子契約サービス利用申出書を提出しましたが、書面の契約に変更したい。変更は可能ですか。	電子契約締結前であれば変更できる場合がありますので、契約管財課契約係にご相談ください。
契約書	従来、契約書と合わせて製本していた書類（仕様書、図面等）は、電子契約の場合どうなりますか。	契約書と合わせて製本していた書類は、区で全てPDF化し、電子契約サービスにアップロードします。
契約書	電子ファイルの契約書も建設業法の保管期間と同じですか。	電子契約書も建設業法に定められた保管期間となります。（紙の契約書と同じ）
契約関係書類	電子契約の場合、前払金保証と契約保証も併せて、電子保証に変わりますか。	取扱いについては、変更ありません。現行、書面の証書のみとなります。
契約関係書類	契約書以外の提出書類は、どのように提出しますか。	電子契約サービスは、契約書を取り交わす機能のみとなっており、関係書類を提出することはできません。 建設工事等の契約締結時に必要な一連の書類の提出方法については、従来どおり契約管財課契約係の指定する方法で提出してください。
電子契約サービス	電子契約締結後、契約書の電子ファイルはどのように閲覧できますか。	電子契約サービス利用申出書に記載いただいた「契約担当者」、「契約締結権限者」のメールアドレス宛てに、電子契約サービスからクラウドサイン上で締結済書類を確認するリンク（有効期限10日間）とPDFファイルが添付されたメールが送信されます（ファイルの容量が6MB以上の場合は添付されません）。 また、電子契約サービス（クラウドサイン）にユーザー登録することで、ウェブサイトからのダウンロードも可能です。
電子契約サービス	契約締結完了後に送付されるPDFファイルの編集は可能ですか。	ファイル名は変更可能ですが、内容の変更はできません。

電子契約サービス 利用申出書	案件ごとに提出が必要ですか。	受注者によって案件ごとに担当部署や担当者が異なることを考慮し、案件ごとに電子契約利用申出書の提出を求めています。
電子契約サービス	利用料金がかかりますか。	アカウント登録の有無にかかわらず、無料で利用できます。 ※機能を拡充する際は、別途利用料がかかる場合がありますので、クラウドサインへお問い合わせください。
電子契約サービス	区から電子契約依頼のメールを受信し、電子署名の処理を行おうとした際、電子契約書に誤りがあることに気が付いた場合は、どのように対応すればよいか。	契約書類の内容に誤りなどを発見した場合は、お手数ですが、速やかに北区契約管財課の担当までご連絡ください。取消処理を行います。
工事関係書類	他行政機関等に契約書写しを提出していたが、電子契約になっても対応可能か。	必要書類については、それぞれの受付担当機関へお問い合わせください。